

埋蔵文化財の発掘調査に関する受託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める埋蔵文化財の発掘調査に関し、教育長が所有者等の求めに応じてその調査の全部又は一部を受託する場合における必要な事項を定めるものとする。

(委託の申込み)

第2条 所有者等は、埋蔵文化財の発掘調査に関し、その事業の全部又は一部を天理市教育委員会に委託しようとするときは、あらかじめ委託申込書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(委託の承認)

第3条 教育長は、前条の委託申込書を受理した場合において、適当と認めたときは、当該所有者等に対し受託承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(契約の締結)

第4条 前条の規定により受託承認書の交付を受けた者は、速やかに教育長と埋蔵文化財発掘調査委託契約書（様式第3号）により契約を締結しなければならない。

(経費負担)

第5条 委託に係る埋蔵文化財の発掘調査に要する経費は、すべて所有者等の負担とする。

2 前項に規定する経費の額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 発掘調査費（以下「調査費」という。）の全額
- (2) 事務費は、次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - ア 調査費が2,000万円以下の場合 調査費の10%の額
 - イ 調査費が2,000万円を超え5,000万円以下の場合 調査費の8%

の額

ウ 調査費が5,000万円を超え1億円以下の場合 調査費の6%の額

エ 調査費が1億円を超える場合 調査費の4%の額
(精算)

第6条 教育長は、委託に係る事業が完了したときは、速やかに経費を精算のうえ所有者等に発掘調査精算書(様式第4号)を交付するものとする。ただし、あらかじめ所有者等の承諾を得たものについては、この限りでない。

(国等に係る様式)

第7条 国又は他の地方公共団体との間で結ぶ受託事業については、第2条、第3条、第4条及び前条の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

委 託 申 込 書

年 月 日

天理市教育委員会教育長 様

委託者

住所

氏名

⑩

埋蔵文化財の発掘調査に関する受託要綱第2条の規定に基づき、下記により発掘調査を委託したいので申し込みます。

記

発掘調査実施場所 奈良県天理市

面 積 m²

工事の目的

発掘届年月日 年 月 日

発掘調査通知年月日 年 月 日（番号 ）

備考

様式第2号（第3条関係）

受 託 承 認 書

年 月 日

様

奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市教育委員会
教育長

年 月 日付けで委託申込みのあった発掘調査については、下記のとおり受託します。

記

発掘調査実施場所 奈良県天理市

面 積 m^2

工事の目的

様式第3号（第4条関係）

埋蔵文化財発掘調査委託契約書

天理市教育委員会 教育長 （以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、末尾記載の土地に係る土木工事等に伴う発掘調査に関する業務（以下「委託業務」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

2 甲は、別添の発掘調査実施計画書（以下「実施計画書」という。）に従って委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲の責めに帰することができない事由により委託期間内に委託業務を完了できないときは、甲乙協議の上、委託期間を延長することができる。

（委託料の支払等）

第3条 乙は、委託業務に対する委託料として、金 円を甲に支払う。

2 精算の結果、委託料の額に過不足を生じたときは、精算額をもって委託料とする。

3 乙は、この契約締結後、第1項の委託料を甲の請求のあった日から30日以内に甲に支払うものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、委託業務の実施に必要な所有者等の承諾を事前に得るなど甲の発掘調査実施計画に支障のないよう努めるものとする。

(実施計画書の変更)

第5条 甲は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約による義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 甲がこの契約の存続を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、この契約を解除したときは、委託料のうち既に執行済のものは甲に帰属する。

(出土品の取扱い)

第7条 発掘された出土品については、甲が文化財保護法（昭和25年法律第214号）および遺失物法（明治32年法律第87号）等の定めるところにより保存等の措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の出土品について、所有権を放棄するものとする。

(完了報告等)

第8条 甲は、委託業務が完了したときは、発掘調査完了報告書及び委託料の精算書を乙に提出するものとする。

2 精算の結果委託料の額に不足を生じたときは、直ちに乙は甲に不足額を支払い、残額を生じたときは直ちに甲は乙にその残額を返還するものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市教育委員会
教育長

乙

土地の表示

所在地

面積 m^2

発掘調査実施計画書

1 発掘調査実施場所

2 工事及び発掘調査面積

敷地

建物

発掘区

3 遺跡の名称及び現状

種類

名称

現状

4 委託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 現地調査期間

日間（予定）

ただし、天候の不良等、甲の責めに帰することのできない事由により調査を完了できない場合は、その期間を延長することがある。

6 調査経費

予算額

円

7 調査経費の執行

（埋蔵文化財発掘調査費積算書のとおり）

8 担当者

遺跡発掘調査工程表

年

期間	月				月				月				月	
作業内容	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週
測量点移動														
地形測量														
表土排除														
包含層精査														
遺構検出及び精査														
遺構・遺物の記録作成														
遺構測量														
全景写真														
埋め戻し														
備考														

発掘調査実施変更計画書

1 発掘調査実施場所

2 工事及び発掘調査面積

敷地	建物
発掘区	

3 遺跡の名称及び現状

種類	名称
現状	

4 現地調査期間

変更前	年	月	日から	日間
変更後	年	月	日から	日間（別紙工程表）

5 調査経費

変更前	予算額	円
変更後	予算額	円（別紙精算書）

6 調査経費の執行

（埋蔵文化財発掘調査費精算書のとおり）

7 担当者

埋蔵文化財発掘調査委託変更契約書

年 月 日付けで甲（天理市教育委員会 教育長 ）
と乙（ ）との間に締結した埋蔵文化財発
掘調査委託契約書の一部を変更する契約を、次のとおり締結する。

第1条第2項中の実施計画書を別紙のとおり改める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、
各自1通を保有する。

年 月 日

甲 奈良県天理市川原城町605番地
天理市教育委員会
教育長

乙 住所

氏名

発掘調査完了報告書

年 月 日

委託者 住所

氏名 様

受託者 奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市教育委員会
教育長

下記の土地における発掘調査を完了したので報告します。

記

発掘調査実施場所

工事の目的 面積 m^2

発掘調査通知番号

様式第4号（第6条関係）

発掘調査精算書

1 収入金 円

2 支出金 円

（別紙のとおり）

3 発掘調査実施場所

4 委託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

現地調査期間

年 月 日 ～ 年 月 日

上記のとおり精算いたします。

年 月 日

様

天理市教育委員会
教育長